

議 事 録

1. 会議の名称 平成27年度第1回池田市都市計画審議会
2. 開催日時 平成27年8月6日(木)
午前10時00分～午前10時30分
3. 開催場所 池田市役所3階議会会議室
池田市城南1丁目1番1号
4. 出席者 別紙のとおり
5. 議 題 審議案件
第1号 役員の選出について
第2号 北部大阪都市計画生産緑地地区の変更について
(市決定)
6. 議事経過 別紙のとおり
7. 公開・非公開の別 公 開
※非公開の理由
8. 傍聴者数 2 名
9. 問合せ先 池田市都市建設部まちづくり課
(072) 752-1111 内線369
(072) 754-6262 (ダイヤルイン)
mail : machi@city.ikeda.osaka.jp

平成27年度

第1回池田市都市計画審議会

会 議 録

日 時	平成27年8月6日(木)
	午前10時00分～10時30分
会 場	池田市役所3階 議会会議室

平成27年度 第1回池田市都市計画審議会議題

審議案件

第1号 役員の選出について

第2号 北部大阪都市計画生産緑地地区の変更について（市決定）

以上

委員数 15名

うち出席委員 13名

※ 池田市都市計画審議会条例第6条により、本審議会は成立

会長 安田 孝 委員

会長代理 加賀 有津子 委員

林 雅子 委員

中田 博之 委員

森本 豊秋 委員

馬坂 哲平 委員

前田 敏 委員

白石 啓子 委員

三宅 正起 委員

倉田 晃 委員

羽田 達也 委員

十川 壽一 委員

中串 喜比子 委員

市 関 係 者

池田市長	小 南 修 身
副市長	早 川 昌 任
総合政策部長	三 好 健太郎
総務部次長	石 田 孝 明
市民生活部長	増 田 威 夫
地域活性課課長	東 勇 輔
地域活性課副主幹	小 田 裕 彦

事 務 局

都市建設部長	鎌 田 耕 治
都市建設部次長	根 津 秀 徳
まちづくり課課長	脇 尾 真 次
まちづくり課副主幹	中 川 雄 司

傍 聴 者 2名

平成27年第1回都市計画審議会 議事録

一、開会宣言

<資料確認等説明>

二、市長挨拶

<市長挨拶>

三、傍聴希望者及び委員の出欠状況の報告

<事務局報告>

四、第1号議案の審議

(事務局)

第1号議案『役員の選出について』でございます。

議案書の1ページをお開き願います。当審議会の会長と会長代理の選出でございます。

2ページをお開き願います。池田市都市計画審議会条例第5条第1項により会長は学識経験として任命された委員の内から定められております。

以上、説明を終わらせていただきます。どうぞご審議のほどよろしく願い申し上げます。

(委員)

会長には学識経験を有する委員から選出するということになっておりますので、昨年度に引き続き安田委員にお願いしてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

<「異議なし」の声>

(事務局)

ありがとうございます。ただいま安田委員を会長にとのご推薦をいただき、委員の皆様方から異議なしとご賛同いただきましたので、安田委員に会長をお願いしたいと存じますが、安田委員いかがでしょうか。

(委員)

皆様のご推薦によるということですので、引受けさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

(事務局)

ありがとうございます。それでは会長が決まりましたので、これからの議事進行につきましては会長にお願いしたいと存じます。会長よろしく願いします。

(会 長)

本年度も引き続き会長ということで、皆さまのご協力ご支援をいただき進めて参りたいと思います。田園都市とも言われる池田市の良好な居住環境等を守るということだけではなく、さらに、創造する、作り上げていく活動を含めて、何かの役に立てるよう運営できれば良いかなと思います。よろしく申し上げます。

次に会長代理の指名でございますが、池田市都市計画審議会条例第5条第3項に、『会長に事故があるとき、又は欠けたときは会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。』とありますので、私から指名させていただきます。引き続き加賀委員にお願いしたいと思います。加賀委員よろしく申し上げます。

(委 員)

ただいま、会長よりご指名をいただきましたので、引き続き会長代理を務めさせていただきますと思います。今年度も会長を補佐し、本審議会の円滑な運営に努力して参りたいと思いますので、皆様方にはご支援ご協力のほどよろしくお願いいたします。

(会 長)

それでは、議案書1ページにあります、会長の欄に私『安田 孝』、会長代理の欄に『加賀 有津子』とお書きください。

それでは、議案第2号『北部大阪都市計画生産緑地地区の変更について』でございます。事務局より議案の説明をお願いします。

五、第2号議案の審議

(事務局)

議案第2号北部大阪都市計画生産緑地地区の変更について、ご説明いたします。議案書4ページから8ページとなります。

変更対象の地区の名称は、神田4丁目第5地区でございます。当地区は、神田小学校の北西、八坂神社の東に位置しており、区域面積は0.27ヘクタールで、生産緑地地区として平成4年11月30日に指定を行っております。

変更理由としましては、当地区の生産緑地に係る農業の主たる従事者が、身体の故障のため、生産緑地法第10条に基づく買取り申し出をされたことにより、同法第14条の規定に基づき制限解除となったため、生産緑地地区の区域の変更を行うものでございます。

変更内容としましては、当地区の全部を廃止するものであり、地区数を1減、区域面積を0.27ヘクタール減、とするもので、今回の変更により、池田市の生産緑地地区については、73地区11.99ヘクタールから72地区11.72ヘクタ

ールとなります。

なお、本案件につきましては、平成27年6月25日から2週間、都市計画法第17条による案の縦覧を行いました。案に対する意見書の提出はありませんでした。以上、議案第2号の説明を終わります。

(会 長)

どうもありがとうございました。

議案第2号の説明が終わりました。委員のみなさま、何かご意見、ご質問がございましたらよろしくお願ひします。

(会 長)

ご意見などございましたか。

無いようでございますので、お諮りいたします。議案第2号について原案のとおりご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

(会 長)

ありがとうございます。議案第2号 北部大阪都市計画生産緑地地区の変更については、異議なしですので、原案どおり承認することにいたします。

ただちに必要な手続を事務局にてお願ひします。

本日の審議案件は以上でございます。

六、その他

<事務局報告>

七、閉会宣言

(会 長)

本日はありがとうございました。

次回の審議会では都市計画道路の見直しを予定しているとのことですので、今回、初めての委員となられた方につきましては、これまでの経過等、あらかじめ事務局に説明を求め、第2回審議会でのご審議をよろしくお願ひいたします。

これをもちまして第1回審議会は閉会とします。本日はありがとうございました。

平成27年 8月13日

池田市都市計画審議会会長 安 田 孝